

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 岡山県快適な環境の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 （県例規集登載）

環境企画課

【告示】

○ 家畜検査の実施

○ 豚熱予防注射の実施

畜産課

【公告】

○ 道路の区域変更

○ 公共測量の終了

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

道路整備課

監理課

建築指導課

【教育委員会】

○ 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定

○ 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定の解除

教育委員会

〃

〃

【公安委員会】

○ 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則
 （県例規集登載）

警務課

目次

担当課（室）

○ 道路の区域変更の正誤
 【正誤】

道路整備課

◎岡山県規則第十号

岡山県快適な環境の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県快適な環境の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県快適な環境の確保に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第三項中「ことにより」を「とともに、インターネットを利用する方法により、これを」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第二項及び第三条第三項の規定は、この規則の施行の日以後にされる岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号）第十六条第二項又は第十八条第四項の規定による公示について適用し、同日前にされた同条例第十六条第二項又は第十八条第四項の規定による公示については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当する家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

令和八年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、令和七年四月一日以降に輸入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、令和八年四月一日以降に導入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項方法の欄1、2及び5に規定する検査の方法

二 ブルセラ症検査

1 実施の目的

牛のブルセラ症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する検査の方法

三 結核検査

1 実施の目的

牛の結核の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

5 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
検査の方法
牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する検査の方法

四 腐蛆病検査

1 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため
2 実施する区域
県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法
肉眼検査

五 伝達性海綿状脳症検査

1 実施の目的
伝達性海綿状脳症の発生を予防するため
2 実施する区域
県内一円

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
省令第九条第二項第五号に掲げる牛の死体及び同項第六号に掲げるめん羊又は山

羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法
省令別表第一伝達性海綿状脳症の項方法の欄1及び2に規定する検査の方法

六 アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症検査

1 実施の目的
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症を予察するため

2 実施する区域
県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
令和七年十一月から令和八年四月までに生まれた牛のうち、管轄家畜保健衛生所

長が必要と認めるもの

4 実施の期日
原則として令和八年六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬

5 検査の方法
血清学的検査（中和試験）

七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域
県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 飼養羽数が百羽以上（エミュー及びだちょうの場合は、十羽以上）の家きん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家きん
- (2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したものと

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

八 牛ウイルス性下痢検査

1 実施の目的

牛ウイルス性下痢の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

遺伝子検査

九 豚熱検査

1 実施の目的

豚熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

十 アフリカ豚熱検査

1 実施の目的

アフリカ豚熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

◎岡山県告示第百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚熱の発生を予防するための注射を受けるよう命ずる。

令和八年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 実施の目的
豚熱の発生を予防するため
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びいのししで、その所在地を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 注射の方法
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

◎岡山県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 総社足守線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
総社市黒尾字古土手三八番一地先から 総社市黒尾字老町田一〇二番一地先を 経て 総社市黒尾字木曾橋一〇四番一地先まで	新	八・七 四〇・五	三五二・六
総社市黒尾字古土手三八番一地先から 総社市黒尾字木曾橋一〇四番一地先まで	旧	三・三 二〇・〇	四四四・〇
総社市黒尾字古土手三八番一地先から 総社市黒尾字老町田一〇二番一地先を 経て 総社市黒尾字木曾橋一〇四番一地先まで	旧	一・一 四〇・五	三五二・六

〔一〇六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	総社市岡谷地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	令和八年三月五日

〔二〇七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市鴨方町地頭上字新池八九番一、九〇番一、九三番一、九四番一、九五番一、九六番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市船穂町船穂三〇四九番地

船穂運送株式会社

代表取締役 三木 文治

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十一月六日岡山県指令建指第一八六号

◎岡山県教育委員会告示第一号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項、第十八条第一項、第二項及び第五項並びに第三十一条第一項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財の指定、岡山県指定重要無形文化財の指定及びその保持者の認定、岡山県指定重要無形文化財保持者の追加認定並びに岡山県指定名勝の指定をする。

令和八年三月十九日

岡山県教育委員会

- | | | |
|---|--------|--|
| 一 | 指定番号 | 有第三九五号 |
| 二 | 種別 | 重要文化財 建造物 |
| 三 | 名称及び員数 | 野崎家別邸迨暇堂 <small>のさきけんつていたいかどらう</small> 主屋 <small>おもや</small> ・蔵 <small>くら</small> ・居室 <small>きょたく</small> ・有蕘亭 <small>ゆうよてい</small> ・清恬 <small>せいてん</small> ・車夫詰所 <small>しゃふつめしよ</small> ・車寄 <small>くるまよせ</small> ・中門 <small>ちゆうもん</small> ・大門門柱 <small>だいもんもんちゆう</small> 八棟一対 |
| 四 | 所在地 | 倉敷市児島味野一丁目八―三四 |
| 五 | 所有者 | ナイカイ塩業株式会社 |
| 六 | 年代 | 明治二十九（一八九六）年・明治四十一年（一九〇八）年 |
| 七 | 指定理由 | |

野崎家別邸迨暇堂は、児島市街地の東方、小田川沿いに所在する。本宅（重要文化財旧野崎家住宅）の南東約七〇メートルにあり、本宅から小田川へ続く道路に面して建つ。野崎家は明治・大正期における日本最大の塩田地主で、当時の味野村は郡役所が置かれる児島の中心地であり、野崎家の本拠地でもあった。元治元（一八六四）年に家督を相続した武吉郎ぶきちろうは明治二十三（一八九〇）年に貴族院議員となり、中央知名人との交遊も多く、多くの客人の接待や集会、宿泊の場として本建物の建築が計画された。主屋は、残存する棟札から明治二十九年の建築と判明し、有蕘亭と清恬は、武吉郎の還暦記念に明治四十一年に建築されたと伝えられている。建築当初の図面は見つかっていないが、明治四十一年、同四十五（一九一二年）及び大正十四（一九二五）年の三枚の絵図が残されており、明治末から大正期にかけて増改築が行われ、おおむね今日の姿に整備されたと考えられる。

屋敷地は南北約一二〇メートル、東西約八〇メートル、面積約七、二四四平方メートルと広大で、敷地の北西に上質な近代和風の木造の建築群が建ち並ぶ。敷地周囲に塀を回し、本宅へ通じる北側道路に面して正門となる大門を構える。大門から前庭を隔てて主屋の玄関を北面して構え、玄関を中心に、西に蔵、北西に居室、北東に車寄及び車夫詰所が建つ。中門は前庭東側に設けられ、主屋南側に広がる庭園への入り口となる。有蕘亭は主屋の南西に建つ離れで、清恬は庭園東塀沿いに建てられている。

主屋は、平屋建一部二階建で、玄関と大広間からなる主体部、炊事や配膳のための台所部、茶室部に分かれる。主体部は妻入、正面梁間七間、桁行一三間で、屋根は寄棟の棧瓦葺、四方の屋根を一段下げ、軒先を銅板葺とする。玄関のみ本瓦葺とし、むくりを付けた入母屋造で、正面に破風はふを見せ、式台を構えて格式を備える。式台玄関の左右には八畳間を配し、西端入隅に内玄関を置く。内部は北から三〇畳、三〇畳、四〇畳の三室を続き間とし、奥の四〇畳南端には幅二間半の床の間を設ける。小屋組はキングポストの洋式トラス構造で、梁間五間を無柱とし、建具を外すと百畳の大広間となる。東・西・南の三方に幅一間の広縁を廻らし、縁北東から浴室及び便所へ続

く。浴室は上質で長尺な石材を使用し、便所には足元の踏み板に乗ると吐水口から水が出る自動水洗を備える。

台所部は主体部玄関西の八畳間から接続し、内玄関を共用している。寄棟造、棧瓦葺で、南から二四畳の広さの板間、土間、六畳間が続き、さらにその北に二階を備える調理場や井戸を備えた水場が連なる。南西隅には便所を設け、板間西側には広い廊下を介して蔵に続ける。主体部八畳間に繋がる板間の柱には古い壁の痕跡が残り、大正末以降に壁の一部を撤去して一体に繋げたことが絵図からも確認できる。また、水場の小屋組や土間にも改変の痕跡があり、絵図から、明治末から大正期の間に間取り等若干の改築があったと考えられる。

茶室部は台所部の南に建ち、聴鶯軒ていおうけんの名を持つ。台所部から棟を続け、平屋建、寄棟造、棧瓦葺で、東・西・南の三方に屋根を葺き下ろし、軒先を銅板葺とする。桁行三間、梁間三間で、壁面は腰高まで竹と杉の木賊張りとくさばとする。内部は三畳の板間と三畳間及び六畳間二室に分かれ、南西の六畳間西側に座敷飾りを設ける。床の間は踏込床で、赤松皮付きの床柱に、床脇は地袋を設ける。接続する台所部との納まり等から、台所部に遅れて建築された可能性が高い。

蔵は台所部の西側に建つ。桁行三間半、梁間三間の南蔵と、桁行五間半、梁間三間の北蔵に分かれ、共に平入二階建、切妻造、棧瓦葺の土蔵造である。北蔵北東には棧瓦葺きの屋根を差し掛け、浴室二か所と便所を設ける。蔵の外部は灰色の漆喰しゅくくで塗り込め、腰部等を四半張りの海鼠壁なまこかべとする。窓には両開きの鉄扉が取り付く。北蔵二階の板張りに「明治三十九年」と刻まれた文字が残り、この頃に建てられた可能性がある。また、絵図から、南蔵と北側浴室及び便所は明治四十一年から同四十五年の間に増築され、南側浴室と北蔵の間の手洗い場は大正末から昭和初期に増設されたと考えられる。なお大正十四年の絵図には、南蔵が「食堂」と記されている。

居宅は台所水場の東に隣接して建つ。屋敷を維持する使用人の住宅とされる。平屋建、寄棟造、棧瓦葺、桁行五間、梁間二間で、L字形に西から土間と三畳、二畳、六畳、四畳半間を配し、入隅に便所を設ける。長押しながしは廻さず、竿縁天井の簡素な造りとする。建築年代は、材の状態から、主屋よりも降る可能性がある。西端の土間は、絵図から、明治四十一年から同四十五年の間に増築されたとわかり、同時期に西側の水場の小屋組が改変された可能性が高い。

有翼亭は聴鶯軒の南西に建つ。桁行五間半、梁間四間の数寄屋造すきやづくりの書院で離れの機能を持ち、聴鶯軒から栗のなぐり縁で接続する。入母屋造、葺葺ふしとし、周囲に棧瓦葺の下屋が回り、東面と南面を縁とする。内部は六畳、八畳、一〇畳の三室と水屋・便所を納める。部屋境には竹を用いた欄間を入れ、壁は灰色漆喰で仕上げる。洗練された意匠に富み、上質の材を用いた上品な建築である。南縁西端からは渡り廊下を南に伸ばし、別棟で上客用の浴室を設ける。浴室は平屋建、寄棟造、棧瓦葺で、軒先を銅板で葺く。庭側の東面に下地窓を付け、腰を竹の詰打張等つめうちばりとし、上部の鼠漆喰ねずみの壁に横鏝よこしのぎを入れるなど、数寄屋風の意匠を見せる。

清恬は主屋南東に離れて建つ茶室建築で、速水流家元宗汲そうきゆうを招いて設計したと伝えられている。平屋建、葺葺の草庵風の茶室で、切妻造の棟をT字形に組み、妻を東西と南に向け、棟は竹で棟巻きを押さえる針目覆はりめおおいの形式とする。周囲の庇は杉皮葺と

棧瓦葺を混用する。内部は二畳なかいただいめ中板台目の茶室があり、南に水屋と物置が続く。手前座の東壁に蛤はまぐり棚を設け、茶室北東に畳床の床の間を配し、床柱は档丸太あてとする。細部にまで意匠を凝らした丁寧な造りである。

車夫詰所は平屋建、寄棟造、棧瓦葺で、周囲の軒先を銅板葺とする。規模は桁行二間、梁間一間半とし、内部に間仕切りの無い簡素な造りであるが、軒裏を扇垂木とし、相応の意匠的配慮が見られる。

車寄は車夫詰所の南に近接して西面して建つ。平屋建、棧瓦葺、桁行二間半、梁間一間の規模とし、西方に長い招き屋根を架ける。西面を吹き放ちとし、人力車四台を収納できる。迨暇堂が多人数で使用される当施設の利用状況を物語ると共に、当時の交通事情の一端を知る上で貴重である。

中門は主屋背後の庭に向かう園路の入り口に当たる。間口は約一・七メートルで、檜皮葺の棟持門である。棟を瓦で抑えた端正な姿形をとる。

大門は敷地北側の道路に面し、本宅のある北西に向けて開く。門柱は花こう岩製の角柱で、高さは約三・六メートル、間口は約四・三メートルである。表面は叩き仕上げで、唐戸面取りとし、頭部を大斗状に刎くった丁寧な造りである。

野崎家別邸迨暇堂は棟札により建築年代が明治二十九年と明らかであり、迎賓館及び宿泊や集会施設としての機能を備え、個々の機能に応じた建物が計画的に配置されている。大規模にして複雑な建築構成をとるが、ほぼ建築当初の建物が残存し貴重である。それぞれの建物の質は高く、明治末から昭和初期にかけて増改築が行われているものの、残存する絵図等によっておおよその増改築年代が判明し、これら建築群が良好な状態を保ち現存する点は貴重である。特に主屋は、伝統的な意匠を持ちつつも、西洋の構造技術を取り入れた巧みな施工により広大な内部空間を実現しており、和と洋を融合させた近代和風の大規模木造建築として高く評価できる。

- 一 指定番号 有第三九六号
- 二 種別 重要文化財 考古資料
- 三 名称及び員数 宮山墳丘墓竪穴式石室出土品及び特殊器台 一・二点
- 四 所在地 岡山市北区後楽園一番五号
- 五 所有者 岡山県立博物館
- 六 年代 弥生時代後期末（三世紀）
- 七 指定理由

宮山墳丘墓は、総社市宮山に所在する。総社平野の西側を流れる高梁川東岸の、三輪山丘陵から北西に細長く下る尾根上に位置する。墳長は約三八メートルである。吉備最古段階の前方後円形を呈する弥生時代末の墳墓であり、古墳時代を特徴付ける前方後円墳の成立を考える上で欠くことができない重要な遺跡である。昭和三十八（一九六三）年に三輪山遺跡調査団によって発掘調査され、翌年県史跡に指定された宮山墳墓群域に含まれている。同発掘調査で出土した特殊器台のうち、棺に転用された個体は、弥生時代の葬送儀礼の一端を示す重要な資料として、平成五（一九九三）年に国の重要文化財に指定された。これまで、発掘調査についての詳細な報告はされていなかったが、近年の研究により出土品の内容が明らかとなった。このたび、宮山墳丘

墓の埋葬施設である竪穴式石室に副葬されていた八点と墳丘墓から出土した特殊器台四点を県の重要文化財に指定する。

宮山墳丘墓の竪穴式石室は内法長約二・六メートル、幅約〇・八メートル、高さ約一・二メートルである。蓋石は無く、木蓋と考えられている。石室内部床面は小円礫が平坦に敷かれており、木棺が置かれていたと想定されている。竪穴式石室内からは鉄刀一点、槍形鉄器一点、鏡一点、鉄鏃^{てつぞく}三点、銅鏃^{どうぞく}一点及びガラス小玉一点が出土しており、鏡及びガラス小玉は被葬者の頭部付近、槍形鉄器は右足の横に切先を足側に向け、鉄刀は胴部左側で刃を被葬者に向けて副葬されている。鉄鏃と銅鏃は棺外に置かれていたと推定されている。

鏡は完形の飛禽鏡^{ひきんきょう}で、面径と文様から二世紀末から三世紀前葉頃の製作と考えられている。鏡背面には赤色顔料が部分的に付着している。鉄刀は切先と茎^{なかし}を欠損し、身部が屈曲している。弥生時代後期末以降盛行する「折り曲げ鉄器」の可能性がある。槍形鉄器は茎尻を欠失する。身部の表裏に布の痕跡が認められ、布に巻いて納められていたと考えられる。身部の横断面が菱形で全体に薄い造りで、装具の木質痕跡が認められる。剣の可能性もあるが、いずれにしても、弥生時代後期末頃に出現し、以降普及するタイプとみなされる。鉄鏃^{てつぞく}は平根系定角式鉄鏃^{ひらねけいじょうかくしき}二本と有稜系柳葉式鉄鏃^{ゆうりょうけいやないばしき}一本で、前者は弥生時代後期後葉から末頃に出現し、古墳時代前期初頃にかけて盛行する。後者は有稜系鉄鏃の中でも最古相に位置付けられ、大半が前方後円形の墳丘を有する弥生時代後期末から古墳時代前期初頃の墳墓から出土する点が注目される。銅鏃^{どうぞく}は著しく欠損しているが、本来は三角形の鏃身を有する弥生時代の典型的な銅鏃と考えられる。これら竪穴式石室出土品は宮山墳丘墓の築造年代を推定する基準資料であり、当該期の副葬品の内容や埋葬儀礼を示すと共に、金属器の分布や流通は当時の社会関係を反映しているとみられ、被葬者の性格を考える上で重要である。

特殊器台は弥生時代後期における吉備の墳墓祭祀を特徴付ける考古資料である。特に国の重要文化財に指定された特殊器台は「宮山型特殊器台」と命名され、それまでに出土していた特殊器台と円筒埴輪を繋ぐ考古資料として重要視されてきた。また、「宮山型特殊器台」は最古の大型前方後円墳である奈良県箸墓古墳から出土しており、吉備と大和を結ぶ考古資料としても注目されている。このほかにも、宮山墳丘墓からは破片の状態等特殊器台が多く出土しており、元々は一〇個体以上が墳丘上に配置されていたと推定されている。特に注目されるのは遺存状態が良好で各個体の全容を窺い知ることができると推定されている。主に特徴には、内傾する口縁部の形状、「宮山型文様」と称される連続^{れんぞく}手状文^{てじょうぶん}の意匠、巴形透かし孔、間帯の無文化など国の重要文化財に指定された特殊器台と共通する要素を見出せる一方、第一文様帯の縦方向の区画や斜線文の意匠、長方形透かし孔、第四間帯の存在、内面斜め削りの及ぶ高さの違いなどの個体差が認められ、「宮山型特殊器台」を考える上で重要な資料である。

本件は、宮山墳丘墓を理解する上で欠かせない資料であり、吉備における弥生時代から古墳時代へ移り変わる頃の墳墓祭祀の様相や葬送儀礼のあり方をよく表し、高い学術的価値を有している。また、吉備と大和をはじめとする諸地域との関係を考える上でも重要である。

一 指定番号 無第五三号

二種 別 重要無形文化財

三名 称 漆芸（描蒔醬）

四名 保持者の氏名 塩津 容子

五 保持者の生年月日及び年齢 昭和二十二年四月二十六日 七十八歳

六 保持者の住所 総社市総社

七 指定理由

描蒔醬は漆芸の加飾技法の一つで、漆芸家難波仁斎（一九〇三～一九七六）が伝統的な蒔絵と研出法を併せて創案した。黒漆塗りの胎に蒔絵筆を用いて主として朱漆で文様を描き、表面に透明性の高い備中漆を塗り、研ぎと塗りを繰り返して仕上げる。柔らかく伸びやかな線描を特徴とし、幾重にも重ねて研ぎ出した透明漆が、表現上に叙情的な深みを与えている。県の工芸史上重要な位置を占める技法として昭和三十九（一九六四）年に県指定重要無形文化財に指定し、難波仁斎を保持者に認定したが、同人の逝去により解除した。

塩津氏は総社市に生まれ、木彫家の祖父塩津玉堂の下、工芸の道に進み、昭和五十七（一九八二）年から漆芸家山口松太（元県指定重要無形文化財保持者）に師事して伝統的な漆芸の技法を高度に体得した。平成四（一九九二）年に難波仁斎の作品に触発されて描蒔醬に取り組み、研鑽を積んでその技法を修得し、独自の表現に至っている。独創的な意匠と緻密な文様を透明性の高い備中漆で仕上げた作品は、高い評価を得ている。

平成四年に描蒔醬作品で日本伝統工芸中国展広島県知事賞を受賞して以来、各展において入選及び受賞を重ね、平成二十八（二〇一六）年には日本伝統工芸中国支部展金重陶陽賞を、令和二（二〇二〇）年には岡山県文化賞を受賞している。また、平成十（一九九八）年に日本工芸会の正会員に認定された。

同人は平成六（一九九四）年から平成二十六（二〇一四）年まで岡山県郷土文化財団や社団法人林原共済会が共同で取り組んできた漆の植栽活動にも携わり、それを引き継いだ備中うるし活用協議会の会長を務めるなど、描蒔醬に欠かせない備中漆の復興と発展に取り組んできた。また、平成十八（二〇〇六）年からは漆芸教室や漆芸体験教室、ワークショップを開き、漆芸の発展及び後進の育成にも尽力している。

一 認定番号 無第五四号

二種 別 重要無形文化財

三名 称 木工芸

四名 保持者の氏名 川野 正毅

五 保持者の生年月日及び年齢 昭和十六年九月二十五日 八十四歳

六 保持者の住所 新見市井倉

七 認定理由

川野氏は新見市に生まれ、昭和三十六（一九六一）年から職場サークルで木工芸を始めた。木工芸家森田翠玉（元県指定重要無形文化財保持者）に才能を見出され、昭

和五十二（一九七七）年から森田翠玉に師事し、伝統的な技法を体得した。

木工芸の技法には指物、刳物、彫物、挽物、曲物があるが、同人は刳物の技法を高度に体得している。木工芸の製作には素材の特色を生かし、狂いが生じないようにするため入念な工程を要するが、同人は材の選別や木取りにも優れている。同人は桑・けやき・もみじ・栃などを素材とし、盆や食籠、短冊箱などを中心に製作を続け、特に漆仕上げの甲盛蓋の製作を得意とする。一塊の材木から刳り出された薄い木厚や柔らかな稜線の削り出しには高度な技術を要し、力強くシャープな削り面と穏やかな曲線を持つ深い器の造形や木目を活かした拭漆で美しく滑らかに仕上げた作品は、高い評価を得ている。

昭和五十六（一九八一）年に岡山県美術展に初入選して以来、各展において入選及び受賞を重ね、平成三（一九九一）年に日本伝統工芸中国支部展金重陶陽賞を、平成八（一九九六）年に日本伝統工芸展日本工芸奨励賞を受賞した。また、平成四（一九九二）年に日本伝統工芸展の正会員に認定されており、それらの実績から、平成十（一九九八）年に新見市指定重要無形文化財木工芸保持者に認定された。

同人は日本伝統工芸展中国支部展審査委員、岡山県美術展審査員などを歴任し、伝統的な木工芸の発展に貢献している。また、精力的に製作活動を続ける傍ら、地元で木工ろくろ教室を主宰するなど、木工芸の普及啓発及び後進の育成にも尽力している。

一 指定番号 記第一二二号

二 種別 名勝

三名 称 妙教寺庭園

四 所在 岡山市北区高松稻荷七一二番地一の一部

五 範囲 指定範囲に関する実測図を岡山県教育委員会及び岡山市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

地積合計 六二八平方メートル

地目 境内地

五 所有者 宗教法人最上稻荷山妙教寺

六 年代 江戸時代

七 指定理由

最上稻荷山妙教寺は、標高約二八七メートルの竜王山南山腹に所在する。寺伝によれば、慶長六（一六〇一）年に日円が再興して天台宗から日蓮宗に改宗し、寺名も最上稻荷山妙教寺と改めたと伝えられる。

庭園は客殿の北に位置する。山麓斜面を活かした池泉座観式の庭園で、敷地は東を寒松軒、西を太鼓楼に至る回廊及び宝光閣に囲まれた東西約二〇～二五メートル、南北約三二メートルの長方形を呈し、面積は六二八平方メートルである。造庭は、日円が寺を再興した時期から始まると伝えられるが、年月は定かでない。しかし、安政五（一八五八）年の家相図には池が描かれており、江戸時代後期には概観が成立していると考えられる。その後、大正六（一九一六）年に客殿や回廊が改修され、寒松軒が建築されていることから、この時期に現在の形に整えられたと考えられる。

視点場は客殿にあり、北側遠方の竜王山を借景とし、さらに池西側の回廊と、その

北端にそびえる太鼓楼も景色としている。斜面最上部中央には高さ約一・九メートルの立石を配し、背後に五重塔形の灯籠を置く。立石の足元には溝を掘った水落石が突き出し、下部には水受け石がある。ここを源に枯滝かれたきの石組が溪谷を作り、池に達する。枯滝の両側斜面には石組の段を設け、西側平坦面はコケ貼りとし、飛石を打つ。東側は狭い尾根状に南に延び、亀頭石が飛び出す。枯滝と池の間には「安政七年」銘を刻む鏡石を持つ井戸が接する。寒松軒の南には蹲踞つくばいを設け、蹲踞の奥には石灯籠を立てる。

池は東西約一・八メートル、南北約五・五メートルの心字形で、南岸中央東寄りに礼拝石を配す。礼拝石から池中に沢飛石が打たれ、対岸の伝い石に繋がる。礼拝石の西側には出島があり、その延長にも沢飛石を打つ。池の手前は総じて平坦な石組みで仕上げられ、対岸は風景的に起伏の多い石組とする。

本庭園は、地形を活かして重層的に石を配した豪壮な庭園であり、竜王山を借景とした奥行きのある優れた風致景観を有し、鑑賞上の価値が高い。

◎岡山県教育委員会告示第二号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項の規定により、岡山県指定重要文化財吉備津彦神社 渡殿・釣殿・祭文殿・軒廊・拝殿・神饌所 六棟 附 設計図 二三枚に、次のとおり追加して指定する。

令和八年三月十九日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 有第三九四号
- 二 種別 重要文化財 建造物
- 三 名称及び員数 吉備津彦神社 渡殿・釣殿・祭文殿・軒廊・拝殿・神饌所 六棟 附 設計図 二三枚、棟札 二枚
- 四 所在地 岡山市北区一宮一〇四三番地
- 五 所有者 宗教法人吉備津彦神社
- 六 寸法等

番号	形態	法量	材質	仕上	木取
1	尖頭型	総高一七三・〇センチメートル、 上幅四〇・〇センチメートル、 下幅二四・五センチメートル、 厚さ三・三センチメートル	檜	台鮑	柾目
2	尖頭型	総高一七二・五センチメートル、 上幅四〇・五センチメートル、 下幅二四・一センチメートル、 厚さ二・七センチメートル	檜	台鮑	柾目

七 製作年代 昭和十二（一九三七）年
八 指定理由

吉備津彦神社は創建以来再建、修造が繰り返され、元禄十（一六九七）年に造営された社殿も、昭和五（一九三〇）年の火災で本殿、随神門、中門を残して焼失し、その他の現存する建物は昭和初期に再建された建物である。これら建物のうち、渡殿、釣殿、祭文殿、軒廊、拝殿及び神饌所は、内務省神社局が関与した昭和初期の大規模社殿として、令和六年度に岡山県重要文化財の指定をしている。

本品は昭和初期の再建にかかわる木札である。本品は宝物庫内に二枚とも安置されており、ほぼ同形とともに釘穴がない。記載も一致しており、表には神社神職や内務省職員、大工、棟梁など工事関係者の氏名や所属、裏面には各建物の起工・竣工年月日などを墨書している。本品により、渡殿が昭和八（一九三三）年に、神饌所が昭和九（一九三四）年に、釣殿、祭文殿、軒廊及び拝殿が昭和十一（一九三六）年に竣工したことが明らかとなった。建造物の履歴にとって重要な資料であり、附として追加指定する。

◎岡山県教育委員会告示第三号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第五条第一項の規定により、岡山県指定重要文化財の指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十九日

岡山県教育委員会

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 一 | 指定番号 | 有第五二号 |
| 二 | 指定年月日 | 昭和三十二（一九五七）年五月十三日 |
| 三 | 種別 | 重要文化財 工芸品 |
| 四 | 名称及び員数 | 刀 備州金次 <small>びしゅうかねつぐ</small> 一口 |
| 五 | 解除理由 | 県外に移動したため |
| 一 | 指定番号 | 有第一六四号 |
| 二 | 指定年月日 | 昭和三十五（一九六〇）年八月二十三日 |
| 三 | 種別 | 重要文化財 工芸品 |
| 四 | 名称及び員数 | 短刀 繁慶 <small>はんけい</small> 一口 |
| 五 | 解除理由 | 県外に移動したため |

◎岡山県公安委員会規則第四号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

七 犯罪捜査に係る照会業務に関すること。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

〔三〕令和八年三月十日付け公布岡山県告示第百三三号（道路の区域変更）に誤りがあつた。

頁・行	一・終わりから三
-----	----------

誤

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 総社足守線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
総社市黒尾字古土手三八番一地先から 総社市黒尾字耆町田一〇二番一地先を 経て	総社市黒尾字木曾橋一〇四番一地先まで	新	八・七 四〇・五	三五二・六
		旧	三・三 二〇・〇	四四四・〇
総社市黒尾字古土手三八番一地先から 総社市黒尾字耆町田一〇二番一地先を 経て	総社市黒尾字木曾橋一〇四番一地先まで	新	一一・四 四〇・五	三五二・六
		旧	一一・四 四〇・五	三五二・六

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山口押撫線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市入田字落二五六番一地先から 笠岡市入田字平ケ市九五番一地先まで	笠岡市入田字落二五六番一地先から 笠岡市入田字平ケ市九五番一地先まで	新	九・九 一四・六	二五七・〇
		旧	五・五 一四・六	二五七・〇

正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山口押撫線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市入田字平ケ市九五番一地先まで	笠岡市入田字平ケ市九五番一地先から	新	九・九〇 一四・六	二五七・〇
笠岡市入田字平ケ市九五番一地先まで	笠岡市入田字平ケ市九五番一地先から	旧	五・五〇 一四・六	二五七・〇